



11



大会の安全、セキュリティ及び医療サービス

ダイナミックで安全な都市で世界水準のサービスを提供

- ・効果的かつ十分に練り上げられたセキュリティ機能
- ・安全で平和的な大会の実施に向けた政府の取組
- ・セキュリティ上のリスクが極めて小さく、平和で犯罪の少ない社会
- ・世界最高水準の医療サービス
- ・過去の主要イベントの開催経験に基づく万全な大会準備体制

11.1 オリンピック競技大会の開催中、セキュリティに関与が予定されている公的機関及び民間機関を明記してください。

官民の調和のとれたセキュリティ対策

公的機関

以下の公的機関が、オリンピック競技大会の期間中、セキュリティに関与する主要な公的機関となる。

- ・警察庁 (NPA)
- ・警視庁 (TMPD)
- ・道府県警察本部 (サッカー予選会場など他都市)
- ・法務省入国管理局及び公安調査庁 (PSIA)
- ・財務省関税局 (税関)
- ・海上保安庁 (JCG)
- ・防衛省・自衛隊 (MOD/JSDF)
- ・東京消防庁 (TFD)
- ・市消防本部 (サッカー予選会場など他都市)

民間機関

日本の民間警備業者は、要員の能力・訓練に関して法令に基づく厳格な要件を満たし、都道府県の公安委員会により認定を受け監督されている。民間警備業者は、大会組織委員会 (TOCOG) セキュリティ対策本部と契約し、その訓練・管理のもと、オリンピック競技会場をはじめとする大会関係施設の警備業務を担う。

民間警備業者は、日本における大規模国際イベントでの警備に関して豊富な経験とノウハウを有するが、オリンピック競技大会の規模と特別な要件は、前例のない挑戦を必要とする。それゆえに、2020年東京大会への民間機関の貢献については初期の段階から計画し、オリンピック競技大会運営に適應するための取組に万全を期する。

11.2 オリンピック競技大会開催中にセキュリティ活動に投入される人員数の見積りを、スタッフタイプ (例、警察官、緊急サービス、軍隊、ボランティア、民間警備会社など) 別に示してください。そのうち開催地域以外の地域から派遣され、ロジスティックス支援を必要とする人員の割合を示してください。

オリンピック競技大会開催中のセキュリティ要員数

オリンピックセキュリティ活動に必要とされるセキュリティ要員の規模は、「統合化されたオリンピックセキュリティ計画」、活動コンセプト、サービス提供能力とそのギャップ分析、内外の情勢分析を考慮した包括的なセキュリティリスク評価によって決定される。

大会期間中のセキュリティ活動に投入される現段階での要員の見積りは、全体で5万850人である (内訳は下表参照)。

この要員数は、オリンピック競技大会のために特別な訓練を受ける部隊として投入される要員の総数であり、過去のオリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツイベントの実績、国際情勢等を踏まえて算定した数である。

要員の大部分は警視庁、東京消防庁、海上保安庁第三管区海上保安本部などの公的機関で対応可能であるが、大会期間中、必要に応じて東京以外の地域から追加要員の派遣協力を求める予定である。

大会組織委員会は、主として競技会場の警備において、豊富な経験を持つ民間警備業者の専門警備員を利用する。訓練及び任務の習熟は、オリンピック競技大会のセキュリティへの備えと必要な能力の向上に欠かせない。

民間警備員に想定される任務は、会場の出入管理やスクリーニング活動の実施、セキュリティモニタリングシステムの運営、特定場所の警備、及び競技会場の巡回である。また、オリンピック競技大会開催時には、観客の案内・誘導等のために訓練されたセキュリティボランティアが、契約警備要員を補助する。

表 11.2 セキュリティ要員の内訳

セキュリティ要員	人員数
警察官	21,000
緊急サービス (消防隊・救急隊)	6,000
海上保安官	850
民間警備員	14,000
セキュリティボランティア	9,000
計	50,850



11.3 計画段階、運営段階を通じて、各機関が具体的にどのような責任 (財政面を含む。) を担うか、また、各機関相互間の、及び大会組織委員会との間の協力や連携はどのように示してください。

明確な各セキュリティ機関・組織の責任

セキュリティ確保という目的に合致した組織構造

「東京オリンピック競技大会準備対策協議会」(TOGC) の設立

日本国政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全とセキュリティを確保するために必要なすべての措置を講じることができるよう、閣僚級が会長を務める予定である、「東京オリンピック競技大会準備対策協議会」(TOGC) を設立する。

TOGCは、オリンピックセキュリティに関わる高度な大綱方針・戦略を策定するとともに、オリンピック警備に関与する政府のセキュリティ機関相互の業務調整を行う。また、テロなどの重大事件や大規模な自然災害といった国家的緊急事態発生時の危機管理対応を行う。

大会の開催決定後に、オリンピックセキュリティに関与するすべての主要な関係省庁の代表者がTOGCに参画し、大会セキュリティ計画・運営のすべての面において監督を行う。

警察庁 (NPA)

国のセキュリティ機関のなかで中心的な役割を担うのは、国務大臣を委員長とする国家公安委員会の管理のもとに設置されている警察庁である。警察庁は、各都道府県の区域の治安維持を担う警視庁及び道府県警察を指揮監督する。

警察庁は、TOGCに参画することに加え、オリンピックにおける警備の基本方針を示すとともに、他都市で行われる聖火リレーやサッカー予選会場等の警備に関して、都道府県警察の相互連携に関する調整を行う。

大会組織委員会 (TOCOG) セキュリティ対策本部

大会組織委員会 (TOCOG) セキュリティ対策本部は、オリンピック警備に関与する主要なセキュリティ機関の責任者で構成される。この本部は、警視庁との緊密な連携のもと、各セキュリティ機関の業務分担を総合的に調整する「統合化されたオリンピックセキュリティ計画」を策定する。この計画は、TOGCの大綱方針・戦略に基づき策定されるとともに、大会組織委員会における競技等の運営計画と協働した計画となる。すべてのセキュリティ機関が合意するオリンピック・セキュリティ計画は、総合的に調整された体制と一元的な管理構造を定め、オリンピック警備活動の実施を容易にする。同計画は、公的・民間機関が一体となった警備で果たすべき役割・機能の連携体制を明確化することになる。

また、セキュリティ対策本部は、セキュリティリスク評価の結果に基づき、オリンピック競技会場の建設・改修現場における警備のガイドライン (指針) を策定する。

さらに、セキュリティ対策本部は、民間警備業務を管理する活動手順を作成するとともに、警備業者と契約し、オリンピックセキュリティ要員として民間警備員を訓練する。

警視庁 (TMPD)

警視庁の最高責任者である警視總監は、オリンピック・パラリンピック競技大会期間中、東京における治安対策に責任を持ち、オリンピックの警備活動を指揮統制する。

これを効果的に行うため、セキュリティの計画段階において、警視總監は、警視庁の上級管理職を責任者とする「警視庁オリンピックセキュリティ対策室」を設立する。このセキュリティ対策室は、TOGCが策定するオリンピックセキュリティに関わる高度な大綱方針・戦略に基づき、他のセキュリティ機関の責任者と連携して、大会組織委員会 (TOCOG) セキュリティ対策本部で行う「統合化されたオリンピックセキュリティ計画」の策定を指導する。

オリンピック競技大会の運営段階においては、「警視庁オリンピックセキュリティ対策室」は、「警視庁オリンピック警備本部」(OSCC) へ移行する。オリンピック警備本部長は、オリンピック会場警備、テロ対策、選手・各国政府要人の警備など、オリンピック警備活動全般を統括する責任を持つ。



海上保安庁、自衛隊、東京消防庁などの公的セキュリティ機関は、海上警備、空域警備、緊急サービスなどにおけるオリンピックセキュリティ活動に対して、高度に専門的な支援を提供する。これらの機関は、法令で定められた権限に従って活動し、オリンピックセキュリティ活動においては、TOGCが定める大綱方針・戦略に基づき、「警視庁オリンピック警備本部」(OSCC)との緊密な連携のもと、「統合化されたオリンピックセキュリティ計画」に従ってその任務を遂行する。

政府の「東京オリンピック競技大会準備対策協議会」(TOGC)、「大会組織委員会(TOCCG)セキュリティ対策本部」、「警視庁オリンピック警備本部」(OSCC)など、オリンピックセキュリティの組織構造については、11.7で図示している。

セキュリティ機関の幅広い連携

大会の安全を確保するという決意のもと、他の公的機関は、以下の任務を遂行する。

法務省入国管理局及び公安調査庁(PSIA)

法務省入国管理局は、オリンピック競技大会前及び開催中を通じて、法令に基づき入国管理を強化し、国際的なテロリストや犯罪者が入国することを阻止する。公安調査庁は、オリンピックの安全な開催に資する情報を関係機関・関係組織に提供する。

財務省関税局(税関)

財務省関税局(税関)は、違法な銃器・弾薬やその他の武器、麻薬その他あらゆる違法な薬物などの物品の密輸を取り締まる。

海上保安庁(JCG)

海上保安庁は、オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の海上・沿岸における監視・警戒、海上警備活動、犯罪の予防及び鎮圧、海上交通の安全確保、海難救助等の任務を遂行する。

競技会場周辺海域については、第三管区海上保安本部東京海上保安部が中心となり警備を実施する。

防衛省・自衛隊(MOD/JSDF)

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会場上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

東京消防庁(TFD)

東京消防庁は、オリンピック競技大会期間前及び開催中、開催都市東京において、約6,000人の要員(及び適切な装備)を配置し、会場管理立入検査等による防火安全対策や、消火活動、人命救助活動、搬送を含む救急業務などの緊急サービスを行う。

オリンピックセキュリティにおける公的機関と民間機関の経費負担

警視庁や東京消防庁などのすべての公的機関は、政府関連サービスとして、自らの経費負担でオリンピックセキュリティ活動を提供する。

大会組織委員会は、競技会場等における民間警備に関わる経費を負担する。

自然災害への対応

東京都では、地震・津波・水害などの自然災害による被害を抑制するため、災害等の予防や応急対策等について定めた総合的な防災計画を策定するとともに、大規模な訓練の実施、関係機関との連携による初動体制の構築、建物の耐震化・不燃化や高潮・津波対策に向けた基盤施設の整備などを行っている。

都内での災害発生時には、東京都知事をトップとして、防災関係機関からなる東京都災害対策本部が設置され、自衛隊、警察、消防等の関係機関と連携して、被災者の救命・救助等の迅速な応急対応を行う体制が整備されている。

災害発生時における既存の対策や体制は定期的に補足されるため、オリンピックという特別な状況にも適応する。さらに、2020年東京大会では、主要施設についてより実践的な避難誘導計画が整えられる。

11.4 オリンピック競技大会のセキュリティに関与しない既存の主要機関を明記してください。

すべての主要機関がオリンピック競技大会のセキュリティに関与

11.3で示したように、日本の既存の主要なセキュリティ機関はすべて、オリンピック・パラリンピック競技大会のセキュリティに連携して関与する。

11.5 情報機関の関与はどのようなものですか。

情報機関の関与

情報の収集・分析・共有を効果的に推進することは、2020年東京大会のセキュリティにとって極めて重要である。それには国内での情報収集及び海外の警察やセキュリティ機関との連携のためのオリンピック大会の特別な体制が必要である。国内情報の収集と同様に、海外情報機関との連携は、この目的を達するために不可欠である。

現在、日本では内閣情報調査室を中心に警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省等の政府機関が連携して情報収集・分析を行うとともに、合同情報会議等を通じ、内閣の下でこれを集約して総合的な評価、分析を行っている。

これら総合的な評価、分析の内容は、関係機関の間でも共有され、セキュリティ対策等においても活用されている。

オリンピック競技大会の計画・運営期間中、政府の関係部門は、「東京オリンピック競技大会準備対策協議会」(TOGC)の大綱方針に基づき、潜在する脅威に対抗すべく、海外の情報機関等との連携を一層緊密にして、情報収集活動を強化する。さらに、各機関が収集したオリンピックセキュリティに影響を及ぼす情報については、「警視庁オリンピック警備本部」(OSCC)をはじめとする、オリンピックセキュリティを担う関係機関に伝達され、共有できるような仕組みを構築する。

こうした仕組みを構築する目的は、オリンピック競技大会開催前に脅威を解決すること、及びオリンピック競技大会期間中に脅威や事件が発生した場合に、迅速かつ効率的に対処することにある。



11.6 大会組織委員会の組織内に、セキュリティに関する事項を担当する部門を設ける予定がありますか。
11.1で示した機関と比較して、この部門の役割や責任はどのようなものになりますか。

大会組織委員会セキュリティ対策部門の主要な役割

- ・オリンピック競技会場の建設・改修・機器の設置現場における警備のガイドライン(指針)の策定
- ・競技会場・非競技会場のセキュリティ計画の策定
- ・組織委員会内に求められる組織的なリスク管理(人的と物理的)
- ・民間警備業者の入札、契約、訓練の準備と管理
- ・歩行者及び車輛スクリーニング実施のために必要となる適切な

図 11.7a セキュリティ計画策定段階の体制

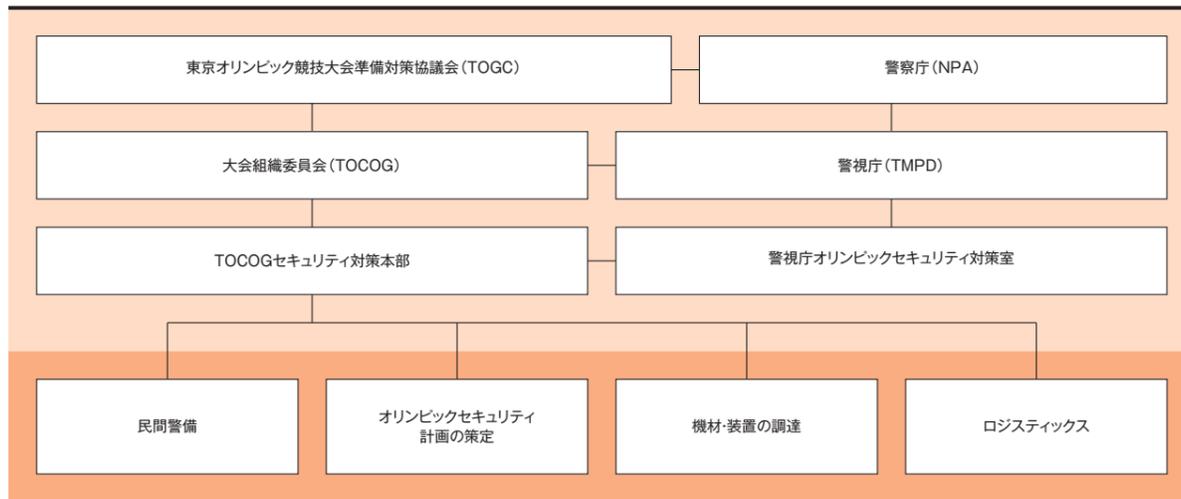
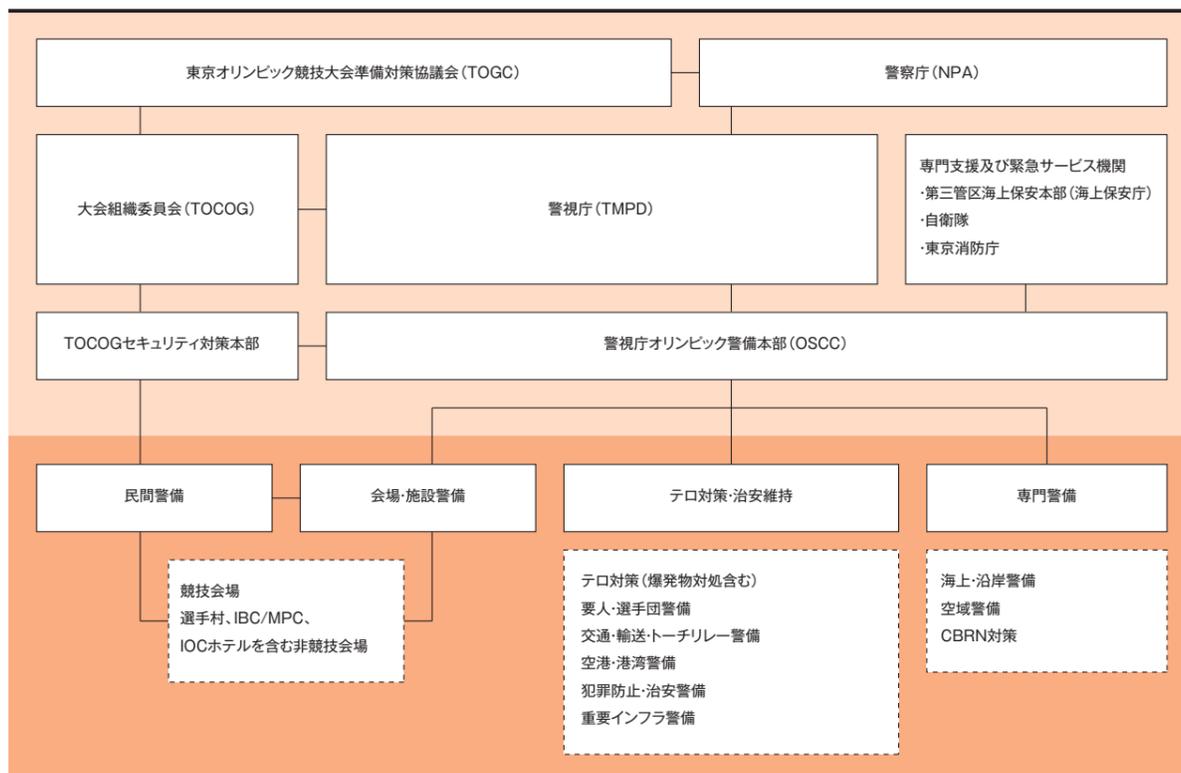


図 11.7b セキュリティ実施(運営)段階の体制



- ・セキュリティ機器の調達
- ・大会期間中の民間警備業務の管理
- ・大会期間中の会場セキュリティと緊急事態対応

11.7 オリンピック競技大会のセキュリティ体制に関する組織図を示してください。

- ・計画策定段階の体制
- ・実施(運営)段階の体制

強固に連携したセキュリティ組織構造

11.8 パラリンピック競技大会のセキュリティ計画は、オリンピック競技大会と同じものですか。異なる場合は、相違点を示してください。

パラリンピック競技大会の規模に応じたセキュリティ計画

包括的なセキュリティリスク評価を実施するが、パラリンピック競技大会のセキュリティ計画は、基本的にオリンピック競技大会のセキュリティ計画と同一である。

ただし、競技会場や観客数、リスクの変動等に応じて適宜調整を加える。

11.9 オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を安全かつ平和な祭典とするために、政府が必要な努力を行う旨の、貴国政府の最高当局による保証書を提出してください。かかる保証書は、(財政、計画策定、運営など)すべての関係当局の責任を規定し、かつ、すべてのセキュリティ事象に対する最高責任者を明記したものでなければなりません。

必要な取組に対する政府による保証

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を安全かつ平和な祭典とするために、セキュリティに関与するすべての政府機関を代表して、内閣総理大臣が、日本国政府として必要な措置を講じる旨の保証書を提出している。

保証については、保証ファイルを参照のこと。

11.10 地域/地方政府に、治安、緊急事態、その他セキュリティに関係する機関がある場合は、11.9の保証書に加えて、地方政府の最高当局による同様の保証書を提出してください。

地方政府による支援の保証

東京の消防と救急サービスを管理する東京都知事、及び警視庁の最高責任者である警視總監が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を安全かつ平和な祭典とするために、必要な措置を講じる旨の保証書を提出している。

また、サッカー予選会場など東京都以外の競技開催地となる都市についても、当該都市の消防と救急サービスを管理する市長及び消防事務組合管理者、当該都市の地域の治安を管轄する警察本部長が、同様の保証書を提出している。

保証については、保証ファイルを参照のこと。



11.11 以下の関係者を対象とした病院を明記してください。

- ・選手
 - ・国際競技連盟(IF)、国内オリンピック委員会(NOC)、国際オリンピック委員会(IOC)
- 病院ごとに、病床数と選手村からの距離(km)と車での所要時間(分)を示してください。

オリンピック病院

選手、IF、NOC及びIOC関係者のためのオリンピック病院として次の表の10病院を選定している。

これらの病院は、外科、救急医療をはじめ、あらゆる分野の診療科を備え、最新の医療設備と優秀な人材スタッフを擁し、いかなる傷病に対しても適切な治療を行うことができる。指定病院のほか、その他の大学病院や都立病院等、高度な医療水準を誇る医療機関においてもオリンピックファミリーその他の受け入れ態勢を整えている。

協力病院

東京会場以外の競技会場についても、選手及びオリンピックファミリーの受け入れ態勢を整えている協力病院を選定している。

表 11.11a オリンピック病院(東京会場)

病院名	病床数	選手村からの距離(km)	車での所要時間(分)
聖路加国際病院	471	2.2	4
虎の門病院	882	3.6	5
東京医科歯科大学医学部附属病院	730	6.6	8
東京都立墨東病院	669	7.4	10
東京都立広尾病院	419	7.6	9
日本医科大学付属病院	826	8.9	11
国立国際医療研究センター病院	678	9.9	12
東京都立多摩総合医療センター	721	8.2*	11*
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	350	3.5**	5**
埼玉医科大学国際医療センター	656	9.8***	16***

* 東京スタジアム(サッカー及び近代五種)からの距離・時間

** 陸上自衛隊朝霞訓練場(射撃)からの距離・時間

*** 霞ヶ関カンツリー倶楽部(ゴルフ)からの距離・時間

表 11.11b 協力病院(東京会場以外)

病院名	競技会場	病床数	競技会場からの距離(km)	車での所要時間(分)
札幌医科大学附属病院	札幌ドーム(サッカー)	855	8.7	12
独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	宮城スタジアム(サッカー)	609	11.8	16
さいたま市立病院	埼玉スタジアム2002(サッカー)	516	7.0	12
独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院	横浜国際総合競技場(サッカー)	595	1.0	2

11.12 オリンピック競技大会のための保健医療サービスを整えるために必要な人員の募集、選定、訓練をどのように行う計画ですか。

オリンピック競技大会の医療サービス提供に必要な人員の募集、選定、訓練

大会組織委員会の医事本部は、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、日本赤十字社東京都支部などの医療関係団体や都立病院、大学病院などの医療機関の協力を得て、必要な人員の募集・選定を行う。人員の選定にあたっては、国際的な医療現場経験や、言語能力が考慮される。

東京では、スポーツの国際大会を含め、多くの国際的な大規模イベントが開催されており、前述した医療関係団体からの人員の募集や、医療サービスの提供について豊富な経験がある。また、東京では今後も多くの大規模イベントが開催される予定であり、オリンピック競技大会開催までにさらに多くの経験を積むこととなる。そのため、オリンピック競技大会においては、多くの経験豊富な医療従事者が、円滑に活動することができる。

大会開催時には、選手村の総合診療所や競技会場の選手用医務室に、日本医師会、日本歯科医師会、日本体育協会、日本整形外科学会が認定するスポーツ専門医を配置する。

各競技会場、選手村等には、専用の救急車を待機させ、救急救命士を配置する。

大会組織委員会の医事本部では、医療従事者を対象に、外国語などの講習会のほか、避難誘導や救助などの非常事態をシミュレーションした訓練を実施するとともに、各競技会場等における応急サービス、輸送サービス、救急サービスに関するマニュアルを整備する。

11.13 大会期間中、NOCのチームドクターが診察や処方箋の発行を実施するにあたっての制限はありますか。関連する国家機関が正式に発行する翻訳版の免許があれば、オリンピック競技大会期間中にチームドクターが自国の選手団を治療することはできますか。

チームドクターの活動

大会組織委員会に承認された医師が、自国の選手に対して治療を行うことができるよう、必要に応じ適切な措置をとる。そのため、オリンピック・パラリンピック競技大会期間中、各NOCのチームドクターが、自国選手に対して診察を行うことや、処方箋を発行することに対する障害はない。

各NOCに帯同する医師は日本語に翻訳した免許を大会組織委員会に提出するなど、定められた手続きをとることにより、大会組織委員会による承認を受けることとなる。

